

基本設計書（打込井戸の規格）

- 1 消防水利は、取水可能水量がノッチ式等で毎分1 m³以上、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- 2 電気検測の測定によって、帯水層にストレーナーを設けること。
- 3 掘さく箇所付近に崩壊又は破損のおそれのある工作物がある場合には、特に作業に注意し工作物に損傷をおよぼさないよう万全の策を講ずるとともに交通安全に特には配慮すること。
- 4 次の場合は、ただちに監督員に報告し、以後の処置につき指示を受ける。
 - (1) 掘さくが規定の深度に達しないで、所要水量が得られる見込みがある場合。
 - (2) 掘さくが規定の深度に達しても所要水量が得られる見込みがない場合。
 - (3) ケーシングを沈設及び砂利詰めをする場合。
 - (4) 揚水試験を行う場合。
 - (5) その他、必要事項が生じた場合。
- 5 掘さくは、地盤に最も適応した方法により正確、かつ、垂直に行う。
なお、掘さくは、10mごとに井心を測定し、監督員に報告する。
- 6 井内壁とケーシングパイプ周囲とのすき間は、75mm以上とする。
- 7 掘進中は、絶えず粘土水を循環又は充満させる。特に地下水の静水頭が高く崩壊しやすい地層では、酸化鉄粉又は重晶石粉を粘土水に混ぜ、地下水との比重差による水圧力で、井内壁の崩壊を防がなければならない。
- 8 揚水試験は、時間揚水試験及び段階揚水試験とする。
- 9 時間揚水試験は、沈水を十分排除したのち行うものとする。揚水量を逐次増加して、目的の試験水量に達してから3日間以上連続揚水を行う。
なお、自然水位確認測定は、上記揚水終了後に行うものとする。
- 10 掘さく中、地質の変化があるごとにその地質の厚さを測定し、その地質見本を採取して、ケース等に取りまとめて整理した地質見本ケースを提出すること。
- 11 標識板は、消防水利から5m以内に設置すること。